

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第三編 農民運動

第四章 主要地方における農民運動

第二節 新潟

農村問題対策懇談会

戦前、巨大寄生地主の王国をもって知られた新潟県は、同時に、木崎村大争議に象徴されるような激烈な農民運動の拠点の一つであった。大正末期から昭和初期にかけて、新潟の農民は日農（のち全農）、北日本農民組合同盟（北日農）という二系統の、きわめて戦闘的な農民組織をもって「地主王国」をおびやかす、小作料を減額させ、耕作権を確立する上で大きな成果をあげた（その階級的農民組織と運動の成果については、農民運動史研究会編「日本農民運動史」東洋経済新報社刊におさめられている「寄生地主的な土地所有地帯の農民運動」の項を参照されたい）。

しかし、満州事変後社会情勢が右旋回するなかで、組合運動指導者は逮捕され、組合組織は破壊されていった。他方、県特高課を中心とする官憲は残存して根強く運動を展開しようとする農民組合の階級闘争第一主義を是正し、その運動を合法的舞台に閉じこめてほしいに鎮静させる目的をもって、一九三四年一二月「新潟県農村問題対策懇談会」をつくった。これは県警察部長と地主側代表、それに全農・北日農など農民組合の代表をもって構成し、またこの委員会の下に「紛議調停委員会」を常設して地主・小作人間の紛争に積極的に介入し調停する体制をととのえた。「新潟県農地改革史前史」（五九六ページ）によれば、この紛議調停委員会は当時、本県における小作争議の最も難しい事件とされた四件（中蒲原郡小須戸町・三島郡寺泊町・北蒲原郡笹岡村須走および北蒲原郡長浦村の争議）といわゆる「ロール摺問題」とを解決した。これらの争議は、地主と小作人の利害関係からしても、農村治安問題の見地からしても、非常に重大な意義を有していたものである。さて、日中戦争勃発の年（一九三七年）には、全農および北日農の県連大会は当局の命により開催を禁止された。しかし、農民を反地主・反資本への闘争にかりたてる原因そのものは除去されたわけではないから、小作争議は各地で深刻な様相を呈して展開されていたのである。たとえば同年四月一六日、本田村の小作料減免争議では二〇〇人の小作人が裁判所に向ってデモ行進した。また六月六～七日、北谷村池野島の土地（二町歩）取上げ争議では地主の植えた苗を小作人が引き抜き、これに対し取締り当局は争議団を解散させたうえ、二〇名の小作人を起訴した。同年一二月一七日には和田村島田の小作争議が、小作料三割四分引きの条件で解決をみた。翌三八年七月一七日には菅谷村の小作人三八人が一五町の土地の小作料改定をめぐる地主と争議に突入した。同年九月、浦佐村の小作人四五人は二人の地主に対し、三〇町の土地の小作料減免要求をもって争議にはいった。三九年一月には、石打村上野（小作人四六人）、伊米ヶ崎村板木（四五人）、大崎村穴地新田（四〇人）はいずれも小作料二〇～三〇%の軽減を要求して争議となり、同年三月には漆山村寺深（小作人二〇人）の小作料減免争議が妥結した。同じ月に中之島村中条新田（一人）でも減免争議が発生した。このほか同じ年の四月に橋田村橋田（地主四人、小作人三五人、一八町）の減免争議が小作人の要求をいれて終結、また川東村不動堂でも小作料滞納争議が解決している。このように、戦時下にあっても小作争議はけっして姿を消したわけではなかった（前掲「日本農

民運動史」附録年表参照)。

農民団体の動向

全農、北日農に対する警察の監視・弾圧はこれらの団体が結成された当初から続けられて来たのであるが、満洲事変以後は一層きびしさを加えた。たとえば一九三五年七月八日に開かれた北日農執行委員会が臨監した警官によって解散せしめられたのに対し、北日農玉井潤次委員長以下組合員は大挙して県庁に押しかけ、警察部長に抗議した。そのとき警察当局は「集会に対し警察で必要と認めた場合臨監するのは当然のことであり、これを撤廃してくれというのは少々認識不足ぢあないか」と答弁し、「警察の方針として必要ありと認めたる場合は警察は会場へ私服を入れる」と委員長に申渡し(注)、これを実行した。

(注)「新潟県農地改革史資料」(二)「農民動静日誌」三二七～三二八ページ。なおこの「日誌」は一九一六年から四一年までの新潟県農民運動関係事件についての新聞記事の切抜きを主にして編集されたもので、農民関係や警察当局の動きを具体的に伝える資料である。

北日農は旧全農全国会議派系統の活動分子をかかえた戦闘的組合であるが、この事件が示すように、このころからいわゆる階級的農民組合の日常活動に対する警察の監視と干渉は公然の事実としておこなわれ、それはまた各種の行事や小作争議の指導に対しても同様な規制を加えることによって組合を一步一步圧迫していった。同時に、このような当局の圧迫は、一方において農民団体の右旋回をうながすと同時に、他方、その一部の戦闘的分子の左翼化に拍車をかけずにはおかなかった。たとえば一九三四年に結成された新潟皇国農民連盟(会長柄沢利清)は「合理的小作料設定、左翼人民戦線の撲滅、反日本主義撲滅」をスローガンとしてかかげ(三五年十一月、第二回大会)、全農青年部県連第二回大会(同年同月)は「車税廃止、電灯料値下げ、小作法制定、兵士家族の生活保証、ファッショ粉碎」を討議している。後者の議題をみれば全農内の左翼反対派たる全国会議派の影響が看取される。また前者の大会に寄せられた祝辞祝電(愛知皇国農民同盟、愛知錦旗青年隊、勤皇義塾、茨城愛同支部、下越農民協会・上越錦旗青年隊、三重愛国農民連盟、富山勤労農民同盟等)をみれば、全国農地にファッショ的農民団体が発生し、新潟にもその動きが現われてきたことがわかる。この年にはまた、全農と北日農両団体の合同への動きがあった。

一九三七年一二月、「人民戦線事件」で北日農は玉井委員長以下二〇名が検挙された。その同じ月には稲村隆一全農県連会長が社大党を脱して東方会に入会を声明し、翌三八年には県連の一部を率いて新潟県日本農民連盟を結成し(二月五日)、皇国農民連盟と提携して運動をすすめることになった。これより先、玉井委員長はじめ幹部を失った北日農は一月一九日各支部代表者会議を開き、「北日本農民組合は我が国体観念を基調とし国情に即した上下共和の日本伝統の精神を以て其の公道とする」と決議し、「国策順応」の新方針を決定した。一方、全農解散後新たに結成された大日本農民組合の新潟県連会が、二月一二日発足したが、この組合の政治的立場は「反共反人民戦線」であった。

新潟県日本農民連盟は一九三八年八月二五日、結成後初の大会を新津市に開いたが、「皇軍感謝決議」「支那事変に対する決議」で完全に軍部の帝国主義的拡張政策(海南島、広東の攻略)に賛成する旨を明らかにした。

大日本農民組合新潟県連は一九三九年八月一八日、水原町で大会を開き(参会者八〇〇人)、「国家管理による土地利用の高度化」などを討議したが、緊急動議で「排英」決議をおこなった。同月二〇日に開かれた農民連盟の第二回大会でも、「肥料国家管理」「農調法改正」などを討議したのち、同じく「排英」決議をおこなった。同じ年結成された、農地制度改革同盟には本県から副会長と

して三宅正一、理事として今井一郎らが参加した。

農業尽忠会

一九四〇年八月、政府の決定した戦時農村再編成の方針に応じて、県警察当局はいつさいの自主的農民団体を解散させ、そのあと農業尽忠会をつくった。すなわち、一九四〇年当時、県下の農民組合は六七二組合を数えたが、当局の勧告により八月二三日には大日本農民組合、同三〇日には北日本農民組合、九月二三日には日本農民連盟の各県連が協議会を開いて解散を決議した(注1)。そしてそのあとに、所轄警察署長を会長に、町村長を副会長として、地主、小作、自作層からそれぞれ委員を出させ、地区内全農業者を会員とする農業尽忠会をつくった。これらの町村単位の尽忠会の上に、新潟農業尽忠会連盟を置き、この連盟内に農村問題の企画・指導・調査・調停を担当する専門部を設け、調停部は数カ町村にわたる大争議には直接に干渉調停をおこなった。尽忠会はその数三四四、役員数四、五七三人、会員数二〇万四、一六六人(一九四一年末現在)(注2)で、ほとんど全農家から一人ずつの会員を出させたものである。この尽忠会結成の提唱者は県の村川特高課長であり、一九四〇年八月九日の第一八回農村問題対策懇談会の席上これを発表し、懇談会を農業尽忠会連盟準備会に切りかえ、県下の全農民を警察的ファッショ体制に統合しようとしたものであった(注3)。

(注1)「新潟県農地改革史資料」(二)四五五ページによる。なお右の「資料」によれば、一九四一年一月現在で、小作問題継続・残務整理等の理由でなお存続していた農民組合はつぎのとおりである。すなわち、全農系三組合、一〇七人。北日農系二組合、三四人。単独農民組織一九組合、二、五六二人である。

これらの残存組合も同年末にはすべて解散した。

(注2)「新潟県農地改革史前史」六一一ページ。

(注3)新潟県警察史編さん委員会「新潟県警察史」、一九五九年刊、六四四ページ。なお「農業尽忠会結成提唱趣意書」を左に記録しておこう。

「今や我国内外の情勢に鑑み、戦時体制の徹底的強化が国内各分野に亘り、全面的に、深刻且痛切に要求せられている。

最近における新政治体制運動並産業報国運動はこの国家的要求を満たすためのものである。かくて個人主義自由主義功利主義に基礎を置く旧体制は急速に解消せられ、日本的新体制の確立が急務となった。而して思想的には日本精神の復活、昂揚顕著となり、体制組織の上には産業報国運動が相当数組織せられ着々効果を収めつつあり、新政治体制も近く結成の気運にあるのである。

翻て顧るに仮令かくの如き新体制が他方面に確立して全人口の九割を占むる従事員を持ち神代以来皇国経済の原動力たる農業部面に、純日本的農士道を基礎とする農業尽忠の新体制が確立して、農業人が真に戦時体制化されなければ到底新体制は完全に機能を発揮することは出来ないであろう。換言すれば農業人の新体制は他の分野に先立ちて前提として必要であり事態が急速を要するだけ、この農業体制の新設も急速を要するものと信ずる。是れ農業人の新組織として本会を設立し本運動を提唱する所以である。」

農業尽忠会は結成いらい終戦までに一六二件の小作争議に介入し、その干渉によって一四五件を「解決」した。これら小作争議の関係人員は地主九三五人、小作人五、二九三人で、関係土地面積は四、七五八町歩余であった(第20表参照)。その一六二件の争議の発生原因をみると、「小作料減免要求」九七件、「小作料引下げ」三四件「小作料滞納」五件、「込米奨励米関係」五件と、小作

料にかんするものが全体の大半をしめ、「小作権関係」九件、「地主の土地売却」四件と、土地関係争議は比較的少ない。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
